

令和5年度 里島ワーケーションモニターツアー等業務委託
募集要領等に関する質問・回答

No.	質問	回答
1	過去開催事例について 過去の「里島ワーケーション」での継続すべき良かった点、改善すべき課題点はなにか。特に「地域住民や島民との交流、コミュニケーションにおいて見えてきた点」、「令和3年度から4年度にかけて継続、あるいは変更してきた点」はなにか。	過去開催事例は 【令和3年度】受託業者のHP (https://www.his-j.com/corp/contents/column/telework_matsushima/) 【令和4年度】松山市のHP (https://www.city.matsuyama.ehime.jp/hodo/202210/1459011025.html) で確認すること。
2	観光事業者と連携 ツアー開催に当たり、観光事業者との連携・協業を行う方が望ましい等の要望はあるか。	特にない。
3	ツアーの手配について 旅行業の免許を保有していない場合、「航空券等旅行関係」などの手配を「免許保有の旅行代理店(他社)に依頼する」ことが必須条件となるか。	今回のツアーについては「旅行業法の適応はない」ため、必須条件とならない。
4	ツアーの手配について 「参加企業自身に手配してもらう」といった前提での応募は可能か。	お見込みのとおり。
5	ツアーの手配について モニターツアーの費用については、本予算内から全額を負担(参加企業による負担は無し)が前提か。	お見込みのとおり。ただし、現地までの交通費などの一部を自己負担とすることも可能。
6	ツアーの手配について モニターツアーの費用について、本予算内から全額を負担(参加企業による負担は無し)の場合、受託者に「旅行業免許は必要なし」と認識しているが、問題ないか。	お見込みのとおり。

7	ツアーの手配について 本企画は「自治体の実質的にツアーの企画・運営に関与している」という認識で問題ないか。この場合、観光庁通知に該当し「旅行業法の適用がない」という理解でよいか。	お見込みのとおり。
8	仕様書及び業務内容について 令和3年度、令和4年度「里島ワーケーション」の検証を踏まえた「企業合宿」とのことだが、前年度までの検証結果や報告書を共有することは可能か。	検証結果及び報告書の共有することは不可。 過去開催事例は 【令和3年度】受託業者のHP (https://www.his-j.com/corp/contents/column/telework_matsushima/) 【令和4年度】松山市のHP (https://www.city.matsuyama.ehime.jp/hodo/202210/1459011025.html) で確認すること。
9	仕様書及び業務内容について 現時点で「まつやま里島ツーリズム連絡協議会」の会員が実施している体験メニューのリストはあるか。	「まつやま里島ツーリズム連絡協議会」が運営するホームページ「瀬戸内・松山里島めぐり」(https://www.ritoumeguri.com) もしくは、同協議会が製作している体験メニューのガイドブック「瀬戸内・松山里島めぐり」で確認すること。